

## 主な相談窓口一覧

### 外国語で相談できる窓口

区分	相談機関	電話	ファクシミリ	
外国人	(公財)鳥取県国際交流財団	本所	0857-31-5951	0857-31-5952
		倉吉事務所	0858-23-5931	0858-23-5952
		米子事務所	0859-34-5931	0859-34-5955

### 日本語での相談窓口

区分	相談機関	電話	ファクシミリ
いじめ相談	県庁人権局	0857-29-2115 電子メール: ijime-soudan@pref.tottori.jp	-
	いじめ110番	0857-28-8718	-
	いじめ相談専用メール	電子メール: ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	-
児童虐待	中央児童相談所	0857-23-1031	-
	倉吉児童相談所	0858-23-1141	-
	米子児童相談所	0859-33-1471	-
高齢者	とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり	0857-30-5885	0857-30-5886
	中部成年後見支援センター ミットレーベン	0858-22-8900	0858-22-8901
	西部後見サポートセンター うえるかむ	0859-21-5092	0859-21-5094
男女共同参画	男女共同参画センターよりん彩相談室	0858-23-3939	-
	東部相談室	0857-26-7887	0858-23-3989
	西部相談室	0859-33-3955	-
DV	婦人相談所	0857-27-8630	0857-21-3025
	中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3147・3152	0858-23-4803
	西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9304	0859-34-1392
障がい者	東部福祉保健事務所	0857-22-5647	-
	中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3124	-
	西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9301	-
犯罪被害者等	県庁くらしの安心推進課	0857-26-7183	0857-26-8171
	(公財)とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	-
	鳥取県警察本部	0857-27-9110	-
刑を終えて出所した人	鳥取県地域生活定着支援センター	0857-59-6081	0857-59-2022
人権全般 (上記の項目も含めた 人権に係る相談)	県庁人権局	0857-26-7677	-
	中部総合事務所地域振興局	0858-23-3270	-
	西部総合事務所地域振興局	0859-31-9649	-
	(公社)鳥取県人権文化センター	0857-21-1712・1713	0857-21-1714

その他にも国・各市町村にも相談窓口がありますのでご利用ください。

問合せ先

鳥取県総務部人権局 人権・同和对策課  
TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138  
Eメール jinken@pref.tottori.jp

日本語での  
対応です